

○剰余金の処分の決議(1) (配当金額について記載する場合、非公開会社かつ非大会社、定款で監査役を任意に設置する定めを置いている会社)

第〇〇回定時株主総会議事録

平成〇〇年〇月〇〇日午前〇時、〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号当社本店において、第〇〇回定時株主総会を開催、代表取締役社長〇〇〇〇、取締役副社長〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇、取締役〇〇〇〇の各取締役及び監査役〇〇〇〇、監査役〇〇〇〇、監査役〇〇〇〇の各監査役が出席した。

定刻、代表取締役社長〇〇〇〇は議長席に着き開会を宣し、次のとおり本日の出席株主数及びその議決権数等を報告し、本総会の付議議案の決議に必要な会社法及び定款の定足数を満たしている旨を述べた。

総株主数 (平成〇〇年〇月〇〇日現在)

〇, 〇〇〇名

発行済株式総数 (平成〇〇年〇〇月〇〇日現在)

〇, 〇〇〇, 〇〇〇株

議決権を行使することができる株主数

〇, 〇〇〇名

その議決権数 (1 単元〇, 〇〇〇株)

〇, 〇〇〇個

本日出席の株主数

〇〇〇名

その議決権数

〇〇〇個

書面による議決権行使株主数

〇〇〇名

その議決権数

〇〇〇個

出席株主の議決権の合計

〇, 〇〇〇個

次いで、議長は監査役の報告を求めたところ監査役〇〇〇は監査役〇名の意見が一致している旨を述べたうえ、別添監査報告書謄本に基づき報告した。

報告事項

第〇〇期（平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで）事業報告報告の件

議長は事業報告の概要を別添招集通知の交付書類に基づき報告した。

決議事項

第1号議案 第〇〇期（平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで）計算書類承認の件

議長は、本議案についての概要を別添招集通知に基づき説明のうえ提案、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の絶対多数（書面による原案賛成の株主〇〇〇名、その議決権数〇〇〇個を含む。）の賛成を得たので、本議案は原案どおり可決された。

第2号議案 剰余金の処分の件

議長は、本議案についての概要を別添招集通知に基づいて説明、剰余金の処分は、当社普通株式1株につき金〇〇円（その総額〇億円、剰余金の配当が効力を生ずる日 平成〇〇年〇月〇日）としたい旨提案、その賛否を議場に諮ったところ、出席株主の議決権の絶対多数（書面による原案賛成の株主〇〇〇名、その議決権数〇〇〇個を含む。）の賛成を得たので、本議案は原案どおり可決された。

以上をもって本総会の会議の目的事項はすべて終了した

ので、議長は午前〇〇時〇分閉会を宣した。

この議事録は、取締役総務部長〇〇〇〇が出席取締役及び監査役に確認のうえ平成〇〇年〇月〇〇日作成した。

別添 監査報告書謄本・招集通知 [省略]

解 説

機関設計

非公開会社は取締役会を設置する義務はありません（会社327条1項1号）。取締役会を設置しない会社は監査役を設置する義務はありませんし（会社327条2項本文）、監査役会を設置することはできません（会社327条1項2号）。

取締役会を設置しない会社では、計算書類は株主総会の承認を受けなければなりません（会社438条2項・439条、会社規116条5号、会算規135条5号）。

非大会社は会計監査人の設置義務がありません（会社328条）。会計監査人を設置しない会社は、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めることもできません（会社459条1項・2項）。また、非大会社は連結計算書類を作成する義務はありません（会社444条3項）。

株主総会の 特定

株主総会を特定するため、「臨時」か「定時」か、定時であれば「〇〇回」（「期」とする事例はありますが少ない。）を記載します。

記載事項

通常、次の事項を記載しなければなりません（会社318条1項）。

- 1 開催された日時・場所（会社規72条3項1号）
- 2 出席取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称（会社規72条3項4号）
- 3 議長の氏名（会社規72条3項5号）
- 4 株主などの出席方法（会社規72条3項1号括弧書）
- 5 議事録を作成した取締役の氏名（会社規72条3項6号）

議決権行使の方法

議決権行使には次のような方法があります。

- 1 本人
- 2 代理人（会社310条1項前段）
通常、定款で代理人の数を1名に制限します（会社310条5項、会社規63条5号括弧書）。
- 3 書面（会社298条1項3号・311条2項）
議決権を行使することができる株主が1,000人以上である場合は、証券取引所に上場している会社を除き、義務付けられます（会社298条2項、会社規64条）。
- 4 インターネット（会社298条1項4号・312条3項）

議決権数などの報告内容

発行済株式総数を記載している事例は平成19年を底に微増していますが、40%には達していません（「株主総会等に関する実態調査集計表」12頁、平成20年10月全国株懇連合会）。しかし、「それ相応の意味を持っている」との見解があり（「商事法務」1124号実務相談）、株主総会でこれに関連する質問があったこともあり、総会日に接着した一定の日現在の数字を記載するのがよいと考えます。

監査役の監査報告

非公開会社で、定款をもって監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定めた会社は、株主総会

に提出しようとする議案、書類等を調査し、その調査結果を株主総会に報告しなければなりません（会社389条3項、会社規108条）。

計算書類の承認

非公開会社は、取締役会を設置する義務はなく（会社327条1項1号）、取締役会を置かない会社では、計算書類は株主総会の承認を受けなければなりません（会社438条2項・439条、会社規116条5号、会算規135条5号）。

計算書類とは、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表です（会社435条2項、会社規116条2号、会算規59条1項・3項）。

剰余金の配当

この文例は会計監査人を設置していない会社なので、剰余金の配当は原則である株主総会決議となります（会社454条1項・459条）。

なお、この文例では配当に損失の処理、任意積立金の積立て等（会社452条）を加えて、全国株懇連合会モデルの「剰余金の処分」としました。

記名押印

株主総会議事録への記名押印は、取締役会非設置会社が株主総会で代表取締役を選定する場合（平成18年3月31日付法務省民商第782号法務省民事局長通達）などを除き必要ありません。

しかし、議事録作成の真正さを担保することもあり、多くの会社で議長、議長・出席取締役若しくは議長・出席取締役・出席監査役又は議事録作成取締役若しくは議長・議事録作成取締役が記名押印しています（平成20年調査 全国株懇連合会87.6%、商事法務「株主総会白書」64%）。

5 役員

(1) 代表取締役の選定等

○代表取締役の選定（新任）

取締役会議事録

平成〇〇年〇月〇日午前〇時〇〇分、当会社本店において取締役会を開催した。

取締役総数 〇名

出席取締役数 〇名

監査役総数 〇名

出席監査役数 〇名

以上のとおり出席があり、本会は適法に成立した。

議案 代表取締役選定の件

取締役〇〇〇〇が選ばれて議長となり、改めて代表取締役の選定をしたい旨説明し、議場に諮ったところ、満場一致をもって、次のとおり選定することに承認可決され、被選定者は就任を承諾した。

代表取締役 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

以上をもって議事全部を終了したので、議長は午前〇時〇〇分閉会を宣した。

上記の決議を明確にするため、本議事録を作成し、出席取締役及び監査役は全員記名押印する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇株式会社 取締役会

議長 取締役	〇〇〇〇	印
代表取締役社長	〇〇〇〇	印
代表取締役副社長	〇〇〇〇	印
専務取締役	〇〇〇〇	印
常務取締役	〇〇〇〇	印
取締役	〇〇〇〇	印
取締役	〇〇〇〇	印
監査役	〇〇〇〇	印

解 説

日時・場所 実際に取り締役会を開催した日時と場所を記載又は記録します。

取締役総数など 取締役会が決議要件を満たしていることを明らかにするため、取締役の総数と出席者数を記載又は記録します。さらにこれと共に監査役の総数と出席者数を記載又は記録します。

代表取締役の選定 代表取締役は取締役の中から取締役会の決議をもって選定されます（会社362条）。

議事録の印鑑 取締役会の議事録には、変更前の代表取締役が登記所へ提出している印鑑を押印している場合を除き、取締役会の議事録の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を

添付することを要します(商登規61条4項)。したがって出席取締役及び監査役は実印を押印しなければなりません。

決議要件

取締役会の決議は、原則として取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）が出席し、その出席取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）をもって行います（会社369条）。

署名者

書面による取締役会議事録には、出席取締役及び出席監査役が署名又は記名押印する必要があります（会社369条）。

電磁的記録をもって議事録を作成するときの署名は、電子署名法2条1項による電子署名が必要です（会社規225条）。